

令和 8 年度

特記仕様書

道路法面等補修設計業務委託

佐倉市役所

土木部 道路維持課

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、佐倉市が実施する「道路法面等補修設計業務委託」（以下、「本業務」という）に適用するものとする。

また、本特記仕様書のほか、千葉県設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という）、千葉県公共測量作業規程を適用するものとする。ただし、共通仕様書中「成果物の提出」の電子納品に関する項目については、適用しないものとする。

第2条 業務目的

本業務は、大佐倉及び江原の計2箇所において、道路法面の継続的な維持管理を図るため、過年度の点検結果及び修繕計画を踏まえ、損傷要因の分析を行ったうえで、合理的かつ維持管理性に優れた補修設計を行うことを目的とする。

第3条 準拠する法令等

設計書、本仕様書および下記の法令等に明示なき事項で、本業務の性質上必要と判断される事項は、調査職員の指示するところにより行うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (3) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (4) 道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）
（平成25年2月 国土交通省 国道・防災課）
- (5) 道路土工構造物点検要領（平成29年8月 国土交通省 道路局）
- (6) 道路土工構造物点検要領（令和5年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）
- (7) 法面保護工の維持・補修に関するガイドライン（案）
（令和2年10月 斜面維持補修施工技術研究会）
- (8) 佐倉市諸規制
- (9) その他関係法令等

第4条 法令等の遵守

受注者は、事務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第5条 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第6条 業務の指示及び監督

- (1) 本業務の受注者は業務の施行にあたり、当該契約に基づき、発注者が別に定める調査職員（以下「調査職員」という）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受注者は本業務の各段階に着手するときは、当該段階の基本方針について調査職員の承認を受けなければならない。
- (3) 受注者は業務の施工上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。

第7条 資格要件

本業務の実施にあたり、受注者は下記の資格・業務実績を有する技術者を配置するものとする。なお、業務着手時にその資格・実績を証明する書類を提出すること。

(1) 技術者資格・業務実績

① 管理技術者

管理技術者は、「技術士（総合技術監理部門/道路または鋼構造及びコンクリート）」、「技術士（建設部門/道路または鋼構造及びコンクリート）」または「RCCM（道路または鋼構造及びコンクリート）」の資格保有者とする。

② 照査技術者

照査技術者は、「技術士（総合技術監理部門/道路または鋼構造及びコンクリート）」、「技術士（建設部門/道路または鋼構造及びコンクリート）」または「RCCM（道路または鋼構造及びコンクリート）」の資格保有者とする。

(2) 会社業務実績

過去10年以内において、官公庁発注の道路法面、擁壁その他の道路土工構造物を対象とした点検、修繕計画の策定又は補修設計に係る業務について、元請として受注し、完了した実績を有すること

(3) 会社の保有資格

- ・ 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得を受けていること。

第8条 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を速やかに提出しなければならない。

契約時（1）着手届

- (2) 各技術者通知書（経歴書、資格証、雇用がわかる書類）
- (3) 業務計画書
- (4) 履行報告書（計画）
予定工程を記入のうえ提出し、以後は毎月初めに前月までの
実施工程を記入した実施工程表を添付して提出すること。

- 完了時
- (1) 業務完了報告書、検査願
 - (2) 納品書
 - (3) 照査管理資料
 - (4) 打合せ簿

- 検査時
- (1) 委託業務目的物引渡書
 - (2) 請求書

提出書類の様式は発注者の様式とし、それぞれ必要事項を遺漏なく記載すること。ただし、市の様式にない書類については任意の様式とする。

第9条 事故の防止

現地調査を実施する際は、傷害その他事故を未然に防止するとともに、労働基準法その他関係法規等を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。なお、事故傷害等の生じた場合の補償に要する費用は受注者が負担するものとする。

第10条 貸与資料

調査職員は本業務を実施するにあたり、以下の資料を受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与された資料についてその重要性を十分に認識し、取り扱いおよび保管を厳重に行うものとする。

- (1) 令和6年度 道路法面等点検及び修繕計画策定業務委託

第11条 納期

本業務成果の完了期限および納入場所は、以下の通りとする。

- (1) 完了期限 令和9年2月1日
- (2) 納入場所 佐倉市 土木部 道路維持課

第2章 業務概要

第12条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 設計計画 | 1 式 |
| (2) 既存資料の収集・整理 | 1 式 |
| (3) 損傷個所の確認調査 | 2 箇所 |
| (4) 補修設計 | 2 箇所 |
| (5) 施工計画 | 1 式 |
| (6) 概算工事費算出 | 1 式 |
| (7) 報告書作成 | 1 式 |
| (8) 照査 | 1 式 |
| (9) 打合せ協議 | 1 式 |

第3章 業務内容

第13条 測量業務

現況状況確認のため、測量を実施し、設計に必要な図面を作成する。

第14条 対象構造物

本業務の対象擁壁の諸元を表-1 に示す。

表-1 対象道路法面

管理番号	対象構造物	所在地	建設年次	延長(m)	最大のり高(m)
1-9_012	プレキャスト 枠工	佐倉市 江原	不明	80m	8.0m
1-21_001	のり枠工	佐倉市 大佐倉	不明	83m	13.5m

第15条 計画準備

本特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の目的・主旨を理解したうえで、本業務の実施方針、実施工程、実施体制、打合せ計画等を取りまとめた業務計画書を作成し、調査職員に提出する。

第16条 既存資料の収集・整理

対象擁壁について、点検調書、台帳、設計図書、竣工図、補修・補強履歴等の資料・書類及び既存の法面等 GIS データベースを収集・整理する。

第17条 損傷個所の確認調査

補修設計にあたり損傷個所の確認調査を行い、現況形状の把握及び損傷箇所の確認を行う。調査の具体は以下に示すとおりとする。

(1) 現地踏査

現地踏査を行い、既存資料と現地との整合性を目視により確認する。

(2) 補修箇所の抽出

過年度の点検結果、踏査結果、測量作業成果を基に、補修が必要となる箇所を抽出する。

(3) 調査結果のとりまとめ

補修箇所の抽出結果を基に現地調査の結果についてとりまとめを行う。とりまとめにあたっては、対象道路法面の損傷・劣化程度、現況交通状況、周辺環境状況、施工ヤード等の現地状況も整理する。

第18条 補修設計

補修設計に先立ち、過年度の点検結果及び現地調査結果に基づき損傷原因の推定を行い、その原因に見合った補修工法の検討を行う。

工法検討にあたっては、施工性・耐久性・経済性・維持管理性等の評価を加えた比較検討を行い、最適な工法、材料を選定する。選定された工法に対して設計図作成、数量計算を行う。

なお、工法の選定にあたっては、従来技術のみでなく新工法や新材料などの新技術等の活用についても検討を行うものとする。

第19条 施工計画

補修設計項目に対して現地立地条件を踏まえた材料搬入・仮置き・設置を考慮した施工手順、工程、必要な仮設工を含めた施工計画を行う。

第20条 概算工事費算定

補修設計により得られた数量、施工計画を基に、概算工事費を算出する。なお、使用する単価については、調査職員と協議の上決定するものとする。

第21条 報告書作成

補修設計の経緯と内容について整理するとともに、設計成果をとりまとめた

報告書の作成を行う。

第 2 2 条 照査

照査技術者は、業務の主要な区切りにおいて設計内容の照査を行い、その記録を管理技術者に報告するものとし、その結果を照査報告書として提出する。

第 2 3 条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間 4 回、成果品納入時の計 6 回を標準とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。なお、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第 2 4 条 別契約業務との連携

受注者は、佐倉市が別途発注する法面草刈業務について、施工範囲及び施工内容の調整を図るため、必要に応じて当該業務の受注者と協議を行うものとする。

第 2 5 条 その他

- (1) その他必要な図面等については、調査職員の指示により作成するものとする。
- (2) 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献・資料等を明記すると共に調査職員の指示により一部または全部を提出しなければならない。

第 4 章 成果品

第 2 6 条 成果品の納品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

なお、設計図の作成には CAD を使用するものとする。

また、電子データはすべて PDF 形式で保存し、設計図データについては各図面ごとに SXF (P21) 形式で別に保存するものとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 設計報告書 (A4・簡易ファイル) | 1 冊 |
| (2) 測量報告書 (A4・簡易ファイル) | 1 冊 |
| (3) 設計図 (A3 縮小版) | 1 式 |
| (4) 上記電子データ (DVD-R) | 2 枚 |
| (5) その他必要と認められたもの | 1 式 |

第27条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後といえども、誤測・誤謬、または点検・計画の失策、不備が発見された場合は、速やかに成果品の修正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

第28条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属はすべて発注者とし、受注者の承諾なしに自由に公表及び使用することができるものとする。なお、受注者が成果品の公表、貸与、使用等することについては、発注者が承認したものを除き、原則として認めない。

第5章 附則

第29条 業務実績情報システム

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

なお、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

総括表

佐倉市役所				委託番号				提出年月日			
課長		班長		設計者		浄書校合					
年度科目		令和 8 年度		第 款		第 項		第 目		第 節	
路線河川名											
委 託 名		道路法面等補修設計業務委託									
委託場所		佐倉市大佐倉地先外1						委託方法		委託	
								積算基準		令和7年度版	
委 託 費 総 額				円							
委 託 価 格				円							
消費税相当額				円							

設 計 説 明	測量業務		
	1. 基準点測量	4級基準点測量	N=4点
	2. 地形測量	現地測量	一式
	3. 路線測量	作業計画	1業務
		中心線測量	L=0.21 k m
		仮BM設置測量	L=0.21 k m
		縦断測量	L=0.21 k m
		横断測量	L=0.21 k m
	設計業務		
	4. 道路法面等補修設計	2箇所	
	5. 打合せ	一式	

委 託 数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費						

委 託 数 量 総 括 表

付 属 1

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務						
基準点測量		式	1			
基準点測量		式	1			
4級基準点測量		式	1			
4級基準点測量	都市郊外（丘陵地）	点	4			
地形測量		式	1			
現地測量		式	1			
現地測量		式	1			
現地測量	都市郊外（丘陵地）	式	1			
地形測量		式	1			
路線測量		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付 属 2

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路線測量		式	1			
作業計画		業務	1			
中心線測量	都市郊外（丘陵地） 測点 間隔20m	km	0.21			
仮BM設置測量	都市郊外（丘陵地）	km	0.21			
縦断測量	都市郊外（丘陵地）	km	0.21			
横断測量	都市郊外（丘陵地） 測点 間隔20m、測量幅45m未 満	km	0.21			
直接人件費等計		式	1			
直接経費		式	1			
直接経費		式	1			
旅費交通費		式	1			
旅費交通費（宿泊・滞在伴わない 業務）		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付属 3

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接測量費計		式	1			
間接測量費、一般管理費等		式	1			
諸経費		式	1			
測量作業費計		式	1			
測量業務価格		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付 属 4

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務						
道路設計		式	1			
一般構造物設計		式	1			
一般構造物詳細設計		式	1			
道路法面等補修設計		式	1			
共通		式	1			
共通（設計業務）		式	1			
打合せ等		式	1			
打合せ	中間4回	式	1			
直接人件費計		式	1			
直接経費		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付 属 5

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接経費		式	1			
旅費交通費		式	1			
旅費交通費(宿泊・滞在伴わない業務)		式	1			
安全費		式	1			
安全費		式	1			
直接原価計		式	1			
間接原価		式	1			
その他原価		式	1			
業務原価		式	1			
一般管理費等		式	1			
設計委託価格		式	1			

委 託 数 量 総 括 表

付属 6

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
総計		式	1			
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
業務費計		式	1			